

郡山市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもを見守り育む地域ネットワークの形成を促進するため、子どもの居場所づくりや人と人との繋がり場を創出する活動に取り組む市内の子ども食堂運営団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 郡山市子ども食堂ネットワーク設置要綱（令和元年9月20日制定）第7条の規定によりネットワークの登録決定を受けた子ども食堂運営団体（以下「子ども食堂」という。）
- (2) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(補助金の交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で実施されるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) フードパントリー（食品の無償配布をいう。）
- (2) フードバンク（無償配布のための食品の保管及び配布拠点をいう。）
- (3) 子ども宅食（子どものいる世帯に対しお弁当その他の食品を配達する活動をいう。）
- (4) 生理用品の配布
- (5) 子どもに対し学習、遊び、体験の機会等を提供する事業
- (6) 訪問支援、相談、コーディネート等の支援活動を通して行政等の必要な支援につなげる事業
- (7) その他子どもの居場所づくり、子育て世帯の生活支援等に資する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 政治的又は宗教的活動として行われる事業
- (3) 既存の事業、行事等に参加する事業
- (4) 専ら趣味又は娯楽を目的とする事業
- (5) 郡山市子ども食堂に対する商品券の譲与に関する要綱（令和元年10月21日制定）に基づき商品券の譲与を受けた事業

(補助金の交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定める経費で、次の各号に

該当する経費を除いたものとする。

(1) 補助対象経費に係る仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税相当額

(2) 国、福島県又は本市の他の補助金等の交付の対象となる経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、子ども食堂1団体当たり10万円を限度とする。

(補助金の交付の対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、令和5年6月8日から令和6年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日の属する会計年度の3月末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業概要書(第1号様式)

(2) 支出内訳書(第2号様式)

(3) 同意書兼誓約書(第3号様式)

(4) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

別表(第4条関係)

経費区分	対象経費の例
報償費	講師謝礼、ボランティアへの謝金等

需用費	<p>消耗品、物品購入費 買い物袋、小分け袋、段ボール、事務用品、衛生用品その他事業の実施に必要な物品（取得価格（消費税等を含む）が2万円未満であるものに限る。）及び文具その他児童福祉の向上に資する子どもへの配布物、並びに生理用品の購入に要する費用</p> <p>印刷費 事業に必要な広報物等の印刷に要する経費</p>
役務費	郵送料、配送料、保険料、保健所申請手数料等
賃借料	会場等使用料、倉庫使用料、機器リース料等

事業概要書

1 団体概要

団体名		
代表者職・氏名		
所在地又は代表者住所		
担当者職・氏名		
連絡先	電話	
	ファクシミリ	
	電子メール	
子ども食堂の名称		
郡山市子ども食堂ネットワーク登録初年度		

2 事業内容

取組内容（あてはまるものすべてにチェック）	<input type="checkbox"/> フードパントリー（食品の無償配布） <input type="checkbox"/> フードバンク（無償配布のための食品の保管及び配布拠点） <input type="checkbox"/> 子ども宅食（子どものいる世帯に対しお弁当その他の食品を配達する活動） <input type="checkbox"/> 生理用品の配布 <input type="checkbox"/> 子どもに対し学習、遊び、体験の機会等を提供する事業 <input type="checkbox"/> 訪問支援、相談、コーディネート等の支援活動を通して行政等の必要な支援につなげる事業 <input type="checkbox"/> その他子どもの居場所づくり、子育て世帯の生活支援等に資する事業（具体的に： <input type="text"/> ）	
実施内容		
実施場所	施設名	
	住所	
実施日・回数		
のべ利用者数		

支出内訳書

1 支出内訳書

団体名			
No.	経費内容	補助対象経費	根拠書類 (領収書No.等)
1		円	
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	
6		円	
7		円	
8		円	
合計①		円	

※補助対象経費は仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税額を除いた金額としてください。

※補助対象経費に係る領収書又は口座振替控等の写しを添付してください。

※補助対象経費に係る成果物が確認できるもの（写真等）を添付してください。

2 補助金交付申請額

補助対象経費合計額①	補助金交付申請額 (①と10万円のいずれか少ない金額)
円	円

3 補助金振込口座

(1)金融機関名		(2)支店名	
(3)預金種別		(4)口座番号	
(5)口座名義 (かかけ記載)			

※当該口座の預金通帳の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義が記載されたページの写しを添付してください。

年 月 日

同意書兼誓約書

郡山市長

申請人 住 所
団体名称
代 表 者

郡山市子どもの居場所づくり支援補助金の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。

【同意事項】

税務担当課へ個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税の納付状況（税目・税額・申告の有無等）の照会に関すること。

【誓約事項】

- 1 郡山市子どもの居場所づくり支援補助金は、国や他の自治体等が行う補助金等の対象経費と重複していないことについて誓約します。
- 2 消費税等の（課税・非課税）団体であることを誓約します。（法人の場合のみ、いずれかを○で囲む。）
- 3 上記事項に偽りがあることが判明した場合には、交付決定の取り消しに同意し、交付された補助金がある場合は返還することを誓約します。